

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年 1月13日

四国地方整備局長 豊口 佳之

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、四国地方整備局管内における公共工事の建設副産物に係わる排出計画・実績及び再資源化施設・最終処分場に関する情報、並びに建設発生土の搬出・搬入に係わる情報について、オンラインシステムにより提供するものである。

建設副産物及び建設発生土に関する情報は、建設リサイクルの推進において重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。

このことから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、若しくは応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和8年度 建設副産物・建設発生土情報提供業務

(2) 業務内容

建設副産物情報提供及び建設発生土情報提供

詳細は説明書による。

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務目的

本業務は、四国地方整備局管内における公共工事の建設副産物に係わる排出計画・実績及び再資源化施設・最終処分場に関する情報、並びに建設発生土の搬出・搬入に係わる情報について、オンラインシステムにより提供することを目的とする。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者は、次の①から⑧に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に示す特別な理由がある場合に該当する。

- ②予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③令和7・8・9年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の四国地域の競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加者の資格に関する公示（令和7年3月31日付官報）に基づく再申請の手続きを行った者であること。）であること。
- ④会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- ⑤参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦本件に組合等（特別法に基づく協同組合又はこれに類する組織）として参加意思確認書を提出した場合、その構成員は、単体として参加意思確認書を提出することはできない。
- ⑧説明書の交付を直接受けた者であること。

（2）業務実施上の要件

1）業務実績に関する要件

下記に示される業務について、平成27年度から公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、1件以上の実績を有していなければならない。

なお、令和7年度に完了予定の業務も対象に含むものとする。

業務：公共事業における建設副産物及び建設発生土に係わる情報をオンラインシステムにより情報提供する業務、又は公共事業に係わる情報をオンラインにより情報提供するためのシステム構築又はオンラインシステムにより情報提供する業務

2）設備・システムに関する要件

以下①及び②の情報を保有、または配信を行えること。

- ①四国地方整備局が発注する工事の受注者が登録する建設副産物に係わる工事情報（以下「建設副産物情報」という）、公共工事発注機関等※1及び公共工事発注機関等が発注した工事の受注者が逐次登録した情報※2、四国地方整備局管内の再資源化施設及び最終処分場を運営する業者に関する情報。

情報提供に際しては、対象とする工事、再資源化施設及び最終処分場の位置を縮尺変更可能な電子地図上で確認できる機能を有するものとする。

また、建設副産物情報から建設リサイクル法及び建設副産物実態調査の提出書類が作成できる機能を有するものとする。

- ②四国地方整備局が登録した建設発生土の搬出・搬入に係わる工事情報、土量情報（以下「土量情報等」という）及び公共工事発注機関等が逐次登録した土量情報等※3

情報提供に際しては、対象とする工事を中心に半径50kmの範囲内に存在する、土質・土量・時期等の条件が一致する相手工事を検索出来る機能を有すると共に、対象工事を中心に相手工事の位置を、縮尺変更可能な電子地図上で確認できる機能を有するものとする。

※1 四国地方整備局管内の国、県、市町村等

※2 建設リサイクル報告様式へ記入する建設副産物情報と同等の情報

※3 公共工事土量調査入力システムへ登録した土量情報等と同等の情報

（一財）日本建設情報総合センターが有する建設副産物情報交換システム及び建設発生土情報交換システムデータについて、本業務を履行するにあたりデータの入手を要する場合は、競争参加に先立ち、あらかじめ当該センターからの入手について書面による了解を得ること。

書面による了解は、参加意思確認書提出日までに得ることを原則とするが、参加意思確認書提出日までに書面による了解を得られない場合は、企画提案書の提出期限までに書面による了解を得ることが必要である。なお、この場合は参加意思確認書提出日に「企画提案書提出期限までには書面による了解を得られる見込みである」ことを確認できることが要件となる。

（３）守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

（４）業務執行体制に関する要件

システムユーザのためのヘルプデスクを設置し、問い合わせ対応を行う体制を構築すること。システム障害が発生した場合には、早急に原因調査、復旧作業を行う体制であること。

５．参加意思確認書の提出場所等

（１）担当部局

①契約関係

〒７６０－８５５４ 香川県高松市サンポート３番３３号

四国地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話 ０８７－８５１－８０６１（代表）

メールアドレス skr-be.kobai@mlit.go.jp

②技術関係

〒７６０－８５５４ 香川県高松市サンポート３番３３号

四国地方整備局 企画部 技術管理課 建設発生土技術係

（２）説明書の交付期間及び方法

交付期間：令和８年１月１３日（火）から令和８年１月２２日（木）

までの土曜日、日曜日、休日を除く毎日９時００分から１７時００分まで。

交付方法：交付を希望する者には、原則として電子メールにより交付を行う。

（３）参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

提出期限：令和８年１月２３日（金）１７時００分（期限内必着）

提出先：（１）①に同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定
期限：令和8年2月10日（火） 17時00分
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札決定通知及び契約締結日等
 - 1) 本契約予定案件は、見積合わせの日に契約予定者を決定し、令和8年度の予算成立、令和8年4月1日（予算成立日が4月2日以降の場合は予算成立日）の到来を停止条件として手続きを保留する旨を書面等により通知する。また、落札決定は停止条件の成就をもって書面等により通知するが、停止条件が成就する日が閉庁日の場合には、当該閉庁日後の最初の開庁日に通知する。
 - 2) 本契約に係る契約締結日及び履行期間の始期は、令和8年4月1日を予定しているが、予算成立日が4月2日以降の場合は予算成立日を契約締結日及び履行期間の始期とする。なお、予算成立日が4月2日以降の場合に、やむを得ず継続履行が必要なもの、法令に基づくもの、緊急避難措置に限り落札予定者に履行させる見込みである。また、暫定予算となった場合は、本契約に係る予算が全額計上されている場合には全額の契約とするが、全額計上されていない場合には、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
 - 3) 成立する予算の状況により、本件の入札契約手続きを延期又は中止する場合がある。
- (6) 詳細は説明書による。